

税理士 西村太一の



経営に役立つ税の話

2021.11.11

アンビシャス税理士法人・アンビシャス株式会社



税理士 西村太一の紹介

国税局OB

- ・ 税務一筋40年！
- ・ 税務署長、東京国税局、及び大阪国税局特別国税調査官を歴任。
- ・ 中小企業から日本を代表する超大規模法人まで数多くを調査。



アンビシャス税理士法人代表社員の一人

- ・ 2019.11～アンビシャス税理士法人へ

アンビシャス税理士法人・アンビシャス株式会社



本日のテーマは…

① 電子帳簿保存法について

② インボイス制度について

～配布冊子より少し～

アンビシャス税理士法人・アンビシャス株式会社



① 電子帳簿保存法について



アンビシャス税理士法人・アンビシャス株式会社



電子帳簿保存法が改正されました。

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において「電子帳簿保存法」の改正等が行われ、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しがなされました。

(令和4年1月1日施行)

アンビシャス税理士法人・アンビシャス株式会社



電子帳簿保存法とは？

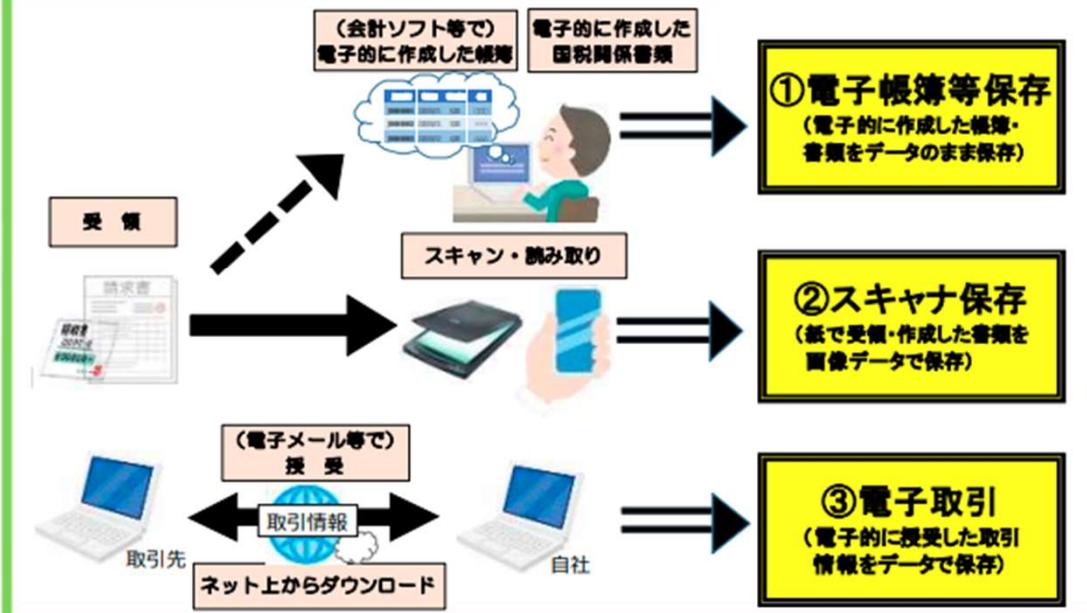
法人税や所得税等では、国税関係帳簿（帳簿）や国税関係書類（書類）を原則「書面」での保存が義務付けられていますが、電子帳簿保存法に定められた要件を守ることで、「電子データ」での保存が認められています。



アンビシャス税理士法人・アンビシャス株式会社



～ 電子帳簿保存法上の区分 (イメージ)～



電子保存の対象となる帳簿・書類

国税関係帳簿	国税関係書類			
	決算関係書類	取引関係書類		電子取引
仕訳帳 総勘定元帳 出納帳 補助簿 その他必要な書類	貸借対照表 損益計算書 棚卸表 その他決算書類	請求書(控) 領収書(控) 契約書(控) 注文書(控) 等	請求書 領収書 契約書 注文書 等	メール添付 Web送受信 インターネット FAX EDI 電子契約 等
システムで一貫して作成して電子保存		紙はスキャンして保存		
		電子授受したものは電子保存が義務		

改正のポイント

- 1 税務署長の事前承認制度の廃止
- 2 タイムスタンプ要件の緩和
- 3 検索要件の緩和
- 4 電子取引の電子データ保存義務化



アンビシャス税理士法人・アンビシャス株式会社



「電子帳簿等の保存」に取り組むには

- 必要な準備事項

その他 電子帳簿	(1) 複式簿記で記録される会計ソフト (2) コンピュータやディスプレイ、プリンター等 (3) システム関係書類の備え付け (事務処理マニュアルの作成) プログラムを自主開発の場合、システム概要書・仕様書が必要
優良 電子帳簿	※ さらに「優良電子帳簿」で税制優遇措置を受ける場合 (4) 税務署長への届出 (5) (1)に加え、「優良電子帳簿の要件」を満たす会計ソフト

アンビシャス税理士法人・アンビシャス株式会社



「スキャナ保存」に取り組むには

- 必要な準備事項

- (1) スキャナ保存の要件を満たしたスキャナやコンピュータ等
- (2) 証ひょうリーダー&タイムスタンプライブラリー
- (3) システム関連書類等の備え付け（特に事務処理規程の作成）

すぐに取り組むは困難では・・・

タイムスタンプにはコストがかかる・・・

アンビシャス税理士法人・アンビシャス株式会社



「電子取引」に取り組むには

- 必要な準備事項

- (1) 事務処理マニュアルの作成・備え付け・運用
「訂正・削除に関する事務処理規程」を作成
- (2) 電子データ格納場所（保存場所）の決定
7年間の保存義務・・・バックアップも必要
- (3) 検索方法の決定
ファイル名に検索要件を記載する必要

アンビシャス税理士法人・アンビシャス株式会社



【参考】 国税庁ホームページ

○令和3年度税制改正による電子帳簿
保存制度の見直しについて

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/12.htm>



○各種規定等の作成例

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021006-031.htm>



アンビシャス税理士法人・アンビシャス株式会社



② インボイス制度について

～配布冊子より少し～



アンビシャス税理士法人・アンビシャス株式会社

